

大阪府認可外保育施設指導監督要綱

[目的]

第1条 この要綱は、認可外保育施設について、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条第1項に基づく調査並びに同条第3項から第6項及び第9項の措置を含む指導監督を行い、これらの施設を利用している児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

[対象施設]

第2条 この要綱の対象は、法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項若しくは第35条第4項又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第17条第1項の規定により大阪府知事（以下「知事」という。）の認可を受けていないものをいう。また、法第58条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の知事の認可を取り消された施設又は認定こども園法第2条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消された施設を含むものであり、法第59条の2により届出が義務づけられている施設に限られるものでない。

[指導監督基準]

第3条 知事は、指導監督について、第7条から第11条までに定めるところに従って、こども家庭庁成育局長通知「認可外保育施設に対する指導監督の実施について（令和6年3月29日こ成保第206号）」（以下「通知」という。）に基づき、児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等について行う。

[把握と事前指導]

第4条 知事は、認可外保育施設について、届出の提出を待つだけでなく、管内市町村等の協力を得て、その速やかな把握に努める。

2 知事は、認可外保育施設の開設について、設置予定者等から相談があった場合や、設置について情報を得た場合には、法に基づく指導監督の趣旨及び内容等を説明するとともに、児童福祉法等関係法令及び通知の遵守を求める。また、当該認可外保育施設が届出対象施設に該当する場合は、法令に定める届出を行うよう指導する。

[届出]

第5条 届出対象である認可外保育施設の設置者は、施設の設置後1か月以内に知事に届け出なければならない（様式第1号、様式第1号－2、様式第1号－3）。知事は、設置後1か月を経過しても届出を行っていない施設を把握した場合には、文書により期限を付して届出

を行うよう求めるものとする。

- 2 届出を行なった認可外保育施設の設置者は、届け出た事項に変更を生じた場合は、変更の日から1か月以内にその旨を知事に届け出なければならない（様式第2号）。その施設を廃止し、又は、休止した場合も同様とする（様式第3号）。
- 3 知事は、前2項に定める期限を過ぎても届出がない場合には、非訟事件手続法に基づき、過料に処することとする。

また、届け出た事項が指導監督により虚偽の届出であることが判明した場合についても同様とする。

[届出事項の通知]

第6条 知事は、認可外保育施設の設置者から設置の届出があった時、届出事項に変更があった時又は当該施設が休廃止した場合は、当該届出に係る事項を、当該施設の所在地の市町村長（以下「地元市町村長」という。）に速やかに通知する。

[報告徴収]

第7条 知事は、全ての認可外保育施設の設置者又は管理者（以下「設置者又は管理者」という。）に対して、年1回、期限を付して運営状況等に係る文書による報告を求めるものとする。

- 2 知事は、次のような場合において、設置者又は管理者に対して、速やかに報告を求める。
 - (1) 当該施設の管理下において、死亡事案、重傷事故事案、食中毒事案等の重大な事故が生じた場合（様式第4号）
 - (2) 当該施設に、24時間かつ週のうち概ね5日程度以上入所している長期滞在児童がいる場合（様式第5号）
- 3 知事は、前2項に定める場合の他、必要に応じて特別に報告を求めるものとする。

[立入調査]

第8条 知事は、届出施設について、年1回、届出対象外施設については、2年に1回立入調査を行うことを原則とする。ただし、ベビーホテル（夜8時以降の保育、宿泊を伴う保育、利用児童のうち一時預かりの乳幼児が半数以上を保育する施設）については、年1回の立入調査を行うこととする。

- 2 知事は、死亡事故等の重大な事故が発生した場合、児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれがある場合（こうしたおそれにつき通報・苦情・相談等により把握した場合や重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等も含む。以下同じ）又は利用者から苦情や相談が寄せられている場合等で、児童の処遇上の観点から施設に問題があると考

えられる場合等には、隨時、特別に立入調査を実施することとする。

[改善指導]

第9条 知事は、立入調査の結果、通知に照らし改善を求める必要があると認められる施設に対し、文書により改善指導を行うこととする。なお、知事は、立入調査の際に、必要と認められる場合は、文書で行う改善指導に先立ち、口頭による指導を行うことがある。

[改善勧告]

第10条 知事は、施設の設置者に対し、改善指導を繰り返し行ったにもかかわらず改善が行なわれない場合であって、かつ改善の見通しがないなど、児童の福祉にとって有害であると認められる場合は、法第59条第3項に基づく改善勧告を行うこととする。なお、児童の福祉にとって有害と認められる場合は、改善指導を経ることなく改善勧告を行うことができる。

2 知事は、改善勧告を行なったにもかかわらず改善が行われていない場合は、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について公表するとともに、当該施設利用者に周知することとする。また、地元市町村長に対し、その内容を通知する。

[事業停止命令又は施設閉鎖命令]

第11条 知事は、以下のいずれかに該当する場合は、弁明の機会を付与し、大阪府子ども家庭審議会児童福祉施設等認可等専門部会（以下「児童福祉施設等認可等専門部会」という。）の意見を聴き、事業停止又は施設閉鎖を命ずることとする。

ただし、児童の生命又は身体の安全を確保するために緊急を要するなど、児童福祉施設等認可等専門部会の意見を聞く暇がない場合は、児童福祉施設等認可等専門部会の意見を聞くことなく、事業停止又は施設閉鎖を命ずることができる。

（1）改善勧告を行なったにもかかわらず改善が行われていない場合であって、かつ、改善の見通しがなく児童福祉に著しく有害であると認められるとき

（2）改善指導、改善勧告を行う時間的余裕がなく、かつ、これを放置することが児童福祉に著しく有害であると認められるとき

（3）当該違反が、乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質であるとき

2 知事は、事業停止又は施設閉鎖命令を行なった場合は、その処分の内容等について公表するとともに、地元市町村長に対し、その内容を通知する。

[情報提供]

第12条 知事は、府民に対して認可外保育施設の基本情報や現況についての情報を提供するとともに、管内市町村長に対し、同様に地域住民への情報提供を求めることとする。

2 府が情報提供する内容等は以下のとおりとする。

(1) 対象施設

情報提供の対象施設は届出施設とする。

(2) 情報提供の項目及び方法

大阪府のホームページに各施設の立入調査の結果のほか、事業所基本情報、施設情報、開所日・開所時間、サービス情報、入所状況、併設サービスを掲示する。併せて認可外保育施設が所在する各市町村に対して、情報提供を行うことにより市町村窓口等における認可外保育施設に係る情報提供に努める。

[評価基準]

第13条 評価の基準は、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」(令和6年3月29日こ成保第218号)によるものとする。

(附則)

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、令和3年6月10日から施行し、令和3年5月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、令和3年8月18日から施行し、令和3年5月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、令和4年9月15日から適用する。

(附則)

この要綱は、令和6年6月25日から施行し、令和6年4月1日から適用する。